

高額療養費制度の見直しについて

〈問い合わせ〉健康ほけん課 医療保険係 ☎0967(67)2704



高額療養費制度の改正により、高額療養費の自己負担限度額が令和8年8月から以下のとおり変更されています(朱書き部分)。

これは、現役世代の負担を抑えつつ、誰もが必要な医療を将来にわたって安心して受けられる体制を維持するため、負担能力に応じた上限額を新たに見直すものです。

●主な変更点

①月ごとの自己負担限度額の引き上げ

負担区分は現行のまま、各区分の自己負担限度額が一律で引き上げられます。

②世帯単位の年間上限額を新設

1カ月の負担増を考慮し、長期にわたり高額な治療を継続される人の負担を抑えるため、世帯単位での年間支払い総額に対する上限額が新たに設定されます。

69歳まで(国民健康保険)

負担区分	自己負担限度額(月額)	多数該当	年間上限
ア	270,300円 + (総医療費 - 901,000円) × 1%	140,100円	1,680,000円
イ	179,100円 + (総医療費 - 597,000円) × 1%	93,000円	1,110,000円
ウ	85,800円 + (総医療費 - 286,000円) × 1%	44,400円	530,000円
エ	61,500円	44,400円	530,000円
オ	36,900円	24,600円	290,000円

70歳以上(国民健康保険・後期高齢者医療制度)

負担区分		自己負担		自己負担限度額（月額）		年間上限
		後期	国保	①外来（個人ごと）	②外来＋入院（世帯単位）	
現役並み所得者Ⅲ		3割	3割	270,300円＋（総医療費－901,000円）×1% （過去12カ月で4回目以降は、140,100円）		1,680,000円
現役並み所得者Ⅱ				179,100円＋（総医療費－597,000円）×1% （過去12カ月で4回目以降は、93,000円）		1,110,000円
現役並み所得者Ⅰ				85,800円＋（総医療費－286,000円）×1% （過去12カ月で4回目以降は、44,400円）		530,000円
一般Ⅱ		2割	2割	22,000円 【外来年間上限216,000円】	61,500円 （過去12カ月で4回目以降は、44,400円）	
一般Ⅰ		1割		11,000円 【外来年間上限96,000円】	25,700円 （過去12カ月で4回目以降は、24,600円）	
低所得者 （住民税 非課税）	Ⅱ					8,000円
	Ⅰ		180,000円			